

佐賀県試験研究機関知の財産
取扱基本方針

佐賀県農林水産商工本部

- 目 次 -

I 知的財産取扱の基本的考え方

II 知的財産の取扱基準

III 知的財産権の管理

- 1 出願等
- 2 審査請求
- 3 実施（利用）許諾
- 4 品質管理
- 5 適正管理

IV その他の知的財産の管理

- 1 公知化
- 2 秘密管理

V 紛争対策

- 1 権利化技術紛争
- 2 公知化技術紛争

VI その他

はじめに

産業を取り巻く環境が、知的財産基本法の制定等、知的財産重視社会、いわゆるプロパテント社会へと変貌していく中、県立試験研究機関（以下「公設試」という。）が試験研究を通して県内産業の発展に寄与するためには、研究により生み出された成果を主導的・効果的にマネジメントするための重要なツールである知的財産権の取扱いに、これまで以上に万全を期す必要がある。

現在、本県における知的財産権については、佐賀県職員の職務発明等に関する規程（訓令甲）をはじめとして、佐賀県職員の職務発明等に関する事務取扱要領、佐賀県職務育成品種の許諾に関する取扱要領等の諸規定に基づき管理・運用が行われているところであるが、今後も公設試の研究成果を効果的に社会に還元し、産業振興に結び付けていくためには、県有知的財産の取扱いの基本的な考え方を整理する必要があるため、この方針を策定するものである。

知的財産取扱の基本的考え方

試験研究によって日々創出されるデータや技術、発明等の情報(以下「知的財産」という。)は、適切な管理・運用が行われなければ、県外・県内を問わず、万人が自由利用するところとなる。

公設試は、県内の産業の発展のために研究を行っており、研究成果が県外にみだりに流出してはならない。

県内事業者・生産者に普及を図りながら、研究成果を排他的に運用するための手段としては、特許権等の知的財産権として権利化することが最も効果的であるため、公設試で創出した研究成果のうち、権利化が可能なものについては、速やかに権利化することを原則とする。

また、公設試の保有する知的財産には、研究途中の情報や各種のデータ、権利化にまでは至らないが有用な技術なども存在しており、これらも重要な知的財産であるため、これらについては、防衛のための公知化(刊行物に掲載する、学会で発表するなどして、特許権等の権利化の要件である「新規性」を失わせること)や秘密情報としての管理を行われなければならない。

知的財産の取扱基準

各公設試においては、おおむね以下の基準により権利化、公知化等の取扱いを行うものとし、権利化すべき研究成果は、「農林水産商工本部発明等審査会」での検討結果を踏まえて、職務発明等の認定及び承継の決定を行い、速やかに出願等の手続を行うものとする。

1 権利化

特許権、実用新案権、意匠権及び育成者権として権利化の可能性が高い研究成果は、権利化を行うことを原則とする。

なお、農林水産業系の栽培方法などの技術についても、特許権等の対象になりうる技術については、権利化を検討するものとする。

2 公知化(研究成果情報等による発信)

権利化を行わない研究成果で県内事業者・生産者への普及を図るものについては、防衛の観点からも、速やかに公知化を行うものとする。

3 技術情報の適正管理

権利化を行うもの、公知化を行うもの以外で、秘密にする必要がある知的財産（研究途中の情報、研究ノウハウ等）は適切に管理を行うこととする。

知的財産権(特許権、育成者権等)の管理

1 出願等

(1) 先行技術・品種調査等

知的財産の権利化のための出願等にはコストがかかるため、出願等に際しては、権利化の可能性があるかどうか、例えば特許権であれば、新規性や進歩性が確保されているか、育成者権であれば、既存品種との区別性が確保されているかなど、先行技術調査や先願の調査を十分行うなど、公設試で技術的な検討を行うものとする。

(2) 明細書の記載等

発明や考案を権利化する場合、産業利用の可能性を高めるためには、より広い権利、強い権利を取得するため、出願に際しては、先行技術や周辺技術を十分調査したうえで、権利範囲を検討するものとする。

また、特許権等において、出願における明細書は、上記により検討された権利の範囲を具体的に記載するものであるため、この記載内容・表現が重要であることに留意して、弁理士との打ち合わせのうえ作成するものとする。

(3) 共有に係る研究成果

共同研究等により権利化後共有となるもののうち、明らかに共有の相手方以外に技術移転が見込めないものは、出願前に「知的財産権を受ける権利」を当該相手方に譲渡したり、権利化に係る費用を相手方の全額負担としたうえで共有することなども検討する。

(4) 国際出願等

当該知的財産を利用した製品や農産物を外国で販売する可能性が高いなど、外国における市場可能性が高いものや外国市場への

進出希望者が見込まれる場合などに当該外国における権利取得は、国内のみの権利取得に比べて出願等のコストが余計にかかるため、その必要性を十分検討のうえ判断するものとする。

なお、国際出願等の費用については、当該知的財産が県内産業集積の核となるような権利で、特定の者のみの事業展開ではなく、一定程度の数で外国に事業展開することを支援する必要があると認められる場合は、県の費用負担で国際出願等を行うこととするが、実施予定者が単独又はごく少数の場合は、当該相手方に費用負担を求めることも検討するものとする。

(5) 出願等の報告

知的財産管理者（公設試の長又は本庁の課長をいい、工業系は平成18年度から、農林水産系は平成19年度から公設試の長とする。）は、出願等の手続を行った場合には、速やかに企画・経営グループにその写しを提出するものとする。

2 審査請求（特許権のみ）

(1) 審査請求時期

審査請求は、発明の権利化における大きな節目であり、個々の発明の価値を問い直す時期である。特に審査請求時に類似のものが先行出願されていた場合、当該特許権の成立可能性は低いか、若しくは狭い範囲の“弱い権利”になってしまい、審査請求に要した労力・経費が無駄になる。

特許権は、原則として出願から公開までに1年半の期間を要するため、県が出願する時点で全ての先願を把握できない。したがって、県の出願が公開された後（全ての先願が公開された後）速やかに出願時には未公開の先願の調査を行い審査請求の可否を検討するものとする。

ただし、出願にかかる発明を実施する企業があるなど、特段の理由がある場合には公開前であっても審査請求を行うことができるものとする。

(2) 審査請求時の検討内容

- ア 審査請求時点でも発明の新規性や進歩性はあるか
- イ 出願後迂回技術の開発や産業界の変化により発明の価値が低下していないか
- ウ 先願の影響により明細書の補正の必要はないか

(3) 早期審査

公設試は特許庁の運用による早期審査の対象となるので、原則として早期審査を行うこととする。

(4) 審査請求の報告

知的財産管理者は、審査請求を行った場合には速やかに企画・経営グループにその写しを提出するものとする。

3 実施許諾（育成者権の場合は、利用許諾）

(1) 取扱理念

県有知的財産権は、利用されて始めて価値を生むものであり、産業利用に向けた働きかけを積極的に行い、社会に還元させていく取組を行うものとする。

(2) 実施（利用）許諾時期

実施（利用）許諾は、原則として各知的財産権制度上の一般公開時期以降に行うものとする。ただし、共有者に対する実施（利用）許諾は、一般公開前であっても行うことができる。

また、当該知的財産権の早期普及に特段の理由がある場合は、機会平等及び秘密保持を担保のうえ一般公開前でも実施（利用）許諾を行うことができるものとする。

(3) 実施（利用）許諾の主体

工業系公設試においては、公設試の長が実施許諾の判断を行い、農林水産系公設試の保有する知的財産権については、生産振興担当課の長が実施（利用）許諾の判断を行う。

(4) 実施（利用）許諾方針

① 特許権、実用新案権及び意匠権

(ア) 許諾条件の原則

県有特許等の公共性から、原則として県内の希望者には同一条件で許諾することとする。

ただし、

- ・ 当該知的財産権を使用して新規に事業展開を行う場合、先行する事業者は一定のリスクを負っており、市場におけ

る成功を確認してから参入する者と全く同一条件にしては不公平な場合もあること

- ・ 工業系の特許権や意匠権については、県内の事業者等であっても無制限に許諾を行えば、かえって独占の利益を損ない、当該権利の価値の低下につながる
- ・ 特に、当該権利を利用した製品等のために初期の設備投資が一定規模以上必要な場合など、独占又は寡占状態で事業を実施できるか否かが当該権利導入の重要な判断材料になること

から、機会平等を担保したうえで、実施許諾条件に差をつけることが当該権利の流通促進や産業振興に寄与することになると判断される場合は、一定の異なる取扱ができるものとする。

(イ) 機会平等

県有知的財産権は公共的な財産であるため、新規の実施許諾に当たっては、事業者等に機会平等を保障する必要がある。

このため、共同研究又は受託研究の際の契約により優先実施を行わせるものを除き、一定期間の周知広告を行い、希望者を募ったうえで同一条件での実施許諾を行うものとする。

一定期間の周知・広告を経ても実施希望者のないものは、技術指導等を通じた普及に努め、随時実施許諾を行うものとする。

(ウ) 独占又は寡占による実施

共同研究又は受託研究の際の契約により優先実施を行わせるものを除き、原則として独占的な実施許諾は行わないこととする。

ただし、機会平等を担保したうえで、実施許諾希望者の全員一致による希望があれば、独占又は寡占の可否を個別に判断した上で一定年限内に限り独占的な実施許諾も可とする。

なお、複数の者の中から独占実施者を選定する場合は、競争入札の手法を用いる等公正な選定を行うよう留意するものとする。

(エ) 県外実施許諾について

県内事業者の許諾実績があるものについても、一定期間経過したものについては、県内事業者への優位性を確保したうえで、県外事業者に対して許諾するものとする。

なお、具体的な内容については、別途定める。

また、農林水産業系の栽培方法などの技術に関する特許権については、別途取扱いを定めるものとする。

② 育成者権

(ア) 許諾条件の原則

県有育成者権の公共性から、県内の農業者等（農業者及び農業者の組織する団体並びに農業振興を目的とする団体とする。以下同じ。）には同一条件で許諾するが、県内の種苗会社については、農業者等と差を設けるものとする。

(イ) 許諾料等

許諾料、種苗の譲渡範囲等については、当該育成者権にかかる作物等の生産振興の状況に応じて、権利ごとに定めるものとする。

(ウ) 県外実施許諾について

県内農業者への利用許諾を原則とするが、一定期間、県内農業者への普及が図られ、県内農業者の技術的優位性を確保したうえで県の生産振興につながる場合等には、県外への利用許諾を検討するものとする。

(5) 事前協議

実施（利用）許諾を行う場合は、県有特許等の実施許諾に関する取扱要領及び佐賀県職務育成品種の許諾に関する取扱要領に基づき手続きを行うものとし、新規に実施（利用）許諾を行う場合は、事前に関係課、企画・経営グループと協議を行うものとする。

4 品質管理

県有知的財産権を使用して産業集積や市場拡大を目指す場合、当該知的財産権を利用した製品、農産物等については、すべて一定以上の品質であることを確保する必要があるため、製品、農産

物等の特徴に応じた品質安定のための適切な指導を必要に応じて行うものとする。

5 適正管理

知的財産は、経年や技術進歩による陳腐化、市場動向の変動による市場性や技術優位性の低下によりその市場価値も低下するものである。

権利の維持のためには直接的、間接的にコストがかかるものであり、ひとたび権利化した知的財産であっても、県で保有し続けるメリットがあるかどうかを常に見直す必要がある。

適正管理に係る具体的な内容については、別途定めるものとする。

その他の知的財産の管理(公知化、秘密管理)

権利化には一定のコストがかかることを考慮すると、研究成果の中には権利化の可能性の低いものなど、その内容によっては権利化を見合わせたほうが良いものがあり、また知的財産の中にはデータやノウハウなどそもそも権利化になじまないものも多数存在する。

これらの権利化しない知的財産も、適正に管理しなければならない。

1 公知化

公設試の研究成果は秘密管理を行うものを除き県内事業者・生産者に対する普及を図る必要がある。

比較的進歩性に乏しい範疇の技術だが権利化の可能性が残るものや県で技術情報を独占する必要までではない技術など、権利化しない研究成果については、その普及を図るとともに第三者の権利化を防ぐ必要がある。

研究成果の普及を行うとともに第三者の権利化を防止するためには、明確な証拠を提示できる形で成果の公知化を行う必要がある。

具体的には

- ・学会での発表
 - ・学会誌等刊行物への掲載
 - ・インターネットでの公開
- 等を行うものとする。

なお、各公設試の業務報告書や研究報告書等に当該成果を掲載して公知化する場合には、公知化をより確実なものとするため、必要に応じ国立国会図書館において国際標準逐次刊行物番号^{*}を取得するものとする。

※国際標準逐次刊行物番号

個々の逐次刊行物の識別のために与えられた国際的なコード番号。申請方法は刊行物の種類によっても異なる。詳しい申請方法やその他御不明な点については、国立国会図書館書誌部逐次刊行物課整理係まで。(電話 03(3506)3355 (直通) Fax 03(3581)1330)

2 技術情報の適正管理

県公設試の保有する技術情報には、権利化や公知化を行うものばかりではなく、

- ・権利化手続や公知化の済んでいないもの
- ・研究途中の情報
- ・調査、分析等のノウハウで公然と知られていないもの

等も多数含まれる。

これらの技術情報は、適正な管理をしなければ、発明であれば新規性の喪失の危険があり、さらに研究内容の盗用やノウハウの流出による公設試の競争力の低下を招く恐れがある。

このため、知的財産管理者は、佐賀県情報セキュリティ基本方針に基づく管理を徹底するなど適正な管理に努めるものとする。

紛争対策

1 権利化技術紛争

(1) 取扱理念

県有知的財産権の権利侵害を看過するならば、当該知的財産権の利用者にとっての権利の価値(独占の価値)は実質的に著しく低下し、県内産業振興の目的が達成できない恐れがある。また、このことは、潜在的利用者にとっても安心して実施(利用)許諾を受けられないなどの不安を生じせしめ、県有知的財産権の利用促進の阻害要因となる。

自ら情報を収集して侵害を発見することは困難であるが、県有知的財産権利用者等からの情報提供を求めるなどにより侵害の把握に努めるものとする。

(2) 運用

- ① 職員、県有知的財産権を実施する者等は、当該県有知的財産権を侵害するおそれのある事実を発見したとき、又は連絡を受けたときは直ちに当該知的財産権の管理者（工業系）又は当該県有知的財産権の実施（利用）許諾を行っている機関（農林水産系）（以下「知的財産管理者等」という。）に報告するものとする。
- ② 侵害に関する報告を受けた知的財産管理者等は、侵害情報の記録・整理を行い、侵害報告案件への対応を検討し、必要な場合には、農林水産商工本部発明等審査会に諮ることができるものとする。
- ③ 知的財産管理者等は、県として侵害報告案件への対応が必要であると判断したときは、県顧問弁護士や弁理士に相談するなどして次の事項について対応を検討するものとする。
 - (ア) 侵害の事実確認
 - (イ) 警告、差止請求等の対抗措置に関すること
 - (ウ) 侵害物品の焼却・廃棄及び損害賠償に関すること
 - (エ) 侵害のおそれがある場合は、侵害防止の請求

2 公知化技術紛争

公設試が開発した技術で、権利化せずに一般に普及させているものと類似の技術に特許権等が付与される場合がある。

この場合に対応し、県内事業者が安心して当該技術を利用するため、権利化しない研究成果に関しては、しっかりとした公知化を行うことが重要である。

その他

この取扱方針は、農林水産商工本部内の試験研究機関の生み出した研究成果に基づく県有知的財産の取扱いについて、基本的な考え方を整理したものであるが、県有知的財産を適正かつ効果的に社会に還元

していくために、試験研究機関、関係課等と協議の上、必要に応じて、随時見直しを行う。

なお、この取扱方針に定めるもののほか、知的財産管理について必要な事項は別に定める。